

第二十八回 参議院商工委員会議録第十四号

昭和三十三年三月二十八日(金曜日)午後一時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長

近藤 信一君

理事

青柳 秀夫君

古池 信三君

阿部 竹松君

相馬 助治君

大谷 賛雄君

小幡 治和君

西川 弥平治君

高橋 進太郎君

高橋 衛君

海野 三朗君

岡 三郎君

加藤 正人君

豊田 雅孝君

大竹 平八郎君

前尾 繁三郎君

一萬田 尚登君

大藏大臣

通商産業大臣

政務大臣

大蔵省主税局長

通商産業省

企業局長

工業技術院長

事務局長

常任委員

厚生技官(公衆衛生局)

衛生課勤務

金原 松次君

参考人

三義商事株式会社
社務取締役 寺尾 一郎君

神戸貿易協
会理事長 安田 虎光君

一橋大学教授 赤松 要君

法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本貿易振興会法案(内閣提出、衆議院送付)

○企業合理化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(近藤信一君)これより商工委員会を開会いたします。

先ほど委員長及び理事打合会を開き協議いたしました結果、本日午前中は本会議の關係で開会できませんので、

本会議に付した案件

○委員長(近藤信一君)これより商工委員会を開会いたします。

先ほど委員長及び理事打合会を開き協議いたしました結果、本日午前中は

本会議に付した案件

てでございますが、この法案はすでに衆議院を通過して、参議院に送付されておりますので、それをお立場から忌憚のない御意見を承わりたいと存じます。なお、時間はお一人大体十分ないし十五分程度でお願いし、そのあとで委員からの質問もあるうかと存じます、それにお答え願えれば好都合だと思います。それではまず寺尾参考人

は、すでに皆さん御承知の通りでござります。このときに当りまして、政府

振興策を強力に実施せられていること

でござりますが、この結果、当

局におきましては輸出優先の政策をと

りまして、対外的には活発なる経済外

交を推進される一方、対内的には輸出

を止めることでござります。このとき

に、参考人として意見を開陳させていた

私はただいま審議中の日本貿易振興

会法案については賛成いたしたいと思

う次第でござります。御承知の通り、

昨年のわが国の貿易は、通関実績にお

きまして、輸出二十八億五千ドル、

輸入四十二億八千万ドルで、差し引き

おります、前年度の実績に比較いた

しますと、輸出は三十一年の二四%

増しから一四%増しに落ちております。

ことに、昨年上半期におきまする輸入

の急激な増加の結果、六月末の外貨保

有高は八億七千万ドルになりました

で、米国等から三億ドルの借款を受け

るとともに、輸入抑圧のための金融引

き締めの措置が、次々と実施せられま

して、十月に至つて、国際收支面でよ

うやく黒字になりましたが、昨年末の

変あるいは党内事情等によりましてこ

れが乱用されぬよう、十分留意せら

ることを希望いたします。

次に、理事長、副理事長、監事の任

務は、本質的には業者みずからが行うべきことでございますから、本会は日本

商品全般についての継続的、かつ効果

的な宣伝等に重点を指向し経費を支出

すべきであると考えます。

その次は、見本市等についてでござ

いますするが、準備期間を含めまして二

会計年度にまたがることが非常に多い

のでございます。従つて所要経費は、

年度ごとの予算にとらわれず、彈力

的、かつ効果的に支出されることが必

要と考えられます。

また、見本市等に補助金を支出する

場合におきまして、一事的に行わず

して、短期に宣伝効果を上げ、また取引の増大をもたらし得る場合には、比較的に少額でも差しつかえなく、また一方、長期間を経なければ実効の期待されないような場合には、多額の補助を受ける等、海外の実情に適しましたる慎重なる配慮を望みたいと存じます。また、見本市の開催に当りましては、いたずらに場所数の多さにとらわれることなく、たとい數は少くとも、内容の充実に重点を置くという考え方で実施せられることを希望申し上げます。

さらにトレード・センター、P.R.・センター等に力を注ぎまして、海外における常設の展示室のような機能を十分發揮するよう、施設の新設にも考慮されることを希望いたします。

算上の項目変更を臨機に行い得るわけでありますから、資金活用上の機動性を十分發揮せらることができると確信しておりますが、そのように運営してまいりたいと存する次第であります。

最後につけ加えたいことは、従来の例から見ますると、政府予算が決定いたしましても、実際に資金が支出されるのには、かなり手続上時間がかかることがあります。そこで、本会の事業の特殊性を考えいたしまして、基金の支出はもちろん、各年度との補助金等も、予算決定後直ちに現

実の支払いが行われるようになります。

如上申し上げましたような考え方で、私いたしましては、すでに二十
五日に衆議院商工委員会におきまして本法案が可決されましたようござい
ますので、一日も早く御審議を願いま
して、本法案が通過可決されまして、
きわめて最近、この改組せられました
ジエトロが発足されるようになること
を、本邦の輸出振興の建前から、ぜひ
御考慮願いたいと存ずる次第でござい
ます。

なお、先日の衆議院の商工委員会におきまして可決されたる際、付帯事項として四つの希望条件が付せられたように、新聞紙上で承知しておりますが、私としては付帯決議は全然同意でござります。

以上をもちまして、一応私の本法案

○委員長(近藤信一君) ありがとうございました。御清聴ありがとうございました。

○参考人(安田虎光君) 私個人といった
いたします。

○参考人(安田虎光君) 私個人といった
いたします。

しましては、急に出席を仰命しましたので、実はあまり準備もいたしておらないわけであります。この法案に関しては、原則的には双手をあげて賛成をいたすものでございます。むしろ、政府なり国会がお取り上げ下さるのものが、いささかおそいではないかといふようなるところを考慮して、二点

いますが、今までとにかく民間の財團法人として政府補助金等をもらってやつておられました振興会が、今度いよいよ日の日を見て国が二十億の出資をさ

れて再出発するということは、非常に
けつこうなことだと存じておるわけで

ございまして、平たく申し上げますと、この日本貿易振興会が二十億の出資で、新聞紙上で見ておりますと、その利息の一億二千万円程度が經常経費の中へ回されるようで、いわば二十億の金は使えない金だというふうにも拝見したのであります。が、むしろ、この出資があまり当初はやむを得ないといったましても、少くとも五十億程度の出資を必要とするのではない、か、こういうふうに考えております。

しかし、これは今後の問題といたしまして、ただこの法案そのものには賛成でございますが、先刻寺尾さんから述べられたように、組織とかあるいは運営、また、経費の面においていさきか所感を申し上げますと、この第三条の「振興会は、主たる事務所を東京都に

置く。」といふのがございますが、貿易の現業面はむしろ関西にあるのではなか、従つて現在までの振興会としましては、法的本部は大阪に置かれてい、大阪本部、東京本部、今度は主た

る事務所を東京都に置き、必要に応じて従たる事務所を置くでござりますけれども、従来からの行きがかりもあり、かつまた、政策その他はすべて東京が中心でございますけれども、関西にやはり東京と同格のことき事務所を、いわゆる現業面において大阪に置かれるべきじゃないかと、こういうふうに考えております。

寺尾参考人が述べられましたこと、ことに第八条の通産大臣の任命せられたる役員のはかに、理事が若干名となつておりますが、役員にいたしまして

も、またその次の運営面におけるところの運営審議会の委員にいたしまして

も、従来の例から申しますと、とかく大企業の代表者を選ばれることが多いのでございまして、こういった点につきましては、どうか中小企業ないし中小貿易関係でも、練達の士がおることでございますから、ことにこのネットワークの領分というものは、大商社はすでに各国に駐在員その他を置いている、支店もあることでございますから、中小の業者もその中へ入れていただきたい、こういうふうに考へているわけで

それから海外における在外公館等の
結びつきにつきましては、すでに衆議
院で一応付帯決議になつておりますか
らこれは省略いたします。でき得る限
り在外公館と密接な連携を持たない
と、今までのところうまくいっていない
ございます。

いことは、十分業界においてもわかつてゐるわけでござります。そこで問題は、一つ国内態勢につきまして、従来の振興会としましては、海外に相当トレード・センター、あるいは駐在員を置

き、いろいろな線で充実を漸次しておられますけれども、国内態勢がなっていらないといつては、はなはだ失礼でありますけれども、うまく足を持つていよいいうらみがある。この原因はですね、これは経営経費が足らないからであります。そして国内経費の充実は、御承知のように都道府県の助成度、これによる地方の百合本が赤字才

政の結果、ジエトロが希望するような額の助成はなされていない。わずかに最近になつて東京と、それからこれがスタートと同時に、現在の振興会がス

タートいたしますのに、大阪では大阪市の補助金が両者で二千五百万円、年々

出しておられるわけであります。そぞ
いうような点からいいまして、国内經
費がないがために足ができないといふ
ようならうみがござります。そういう
ような点、国内態勢の確立といふこと
を、ぜひとも望みたいのであります。
幾ら海外にいろいろな施設を設けてお
りましても、その足となるべき国内の
態勢が確立していないのじゃないか、
こういった点が一つも現われていませ
んが、これは十分一つ御留意を賜わりた

いのでありますて、それがために、年間一億二千万円の経常経費、海外の経費等も含めての国からの金でございましょうが、さらに、こういった所要の経常経費を充足するため、現在までの振興会がとられております方式、都道府県の助成金とか、民間商社、ある

いは企業から賛助会員を求めて賛助会費を取るといふようなこと、いわば民間にしわ寄せしております点を、これをでき得る限りしわ寄せは排除していくべきだ。されば國からもつと経

常経費を出すような態勢に持つていて、いただかなければならぬかと、かよう心得ておる次第であります。

従いましてそれと同時に、運営の面につきまして、はなはだ前後して懸念であります。が、ややもすれば現在までの振興会に、ジエトロにつきましても役所化しているという非難が相当強いのであります。従つて今度この法案が出来まして重當されるところとな

れば、好むと好きまるにかかるわらず、
なお官僚化す。あるいは役所化すると
いうおそれが多分にあるわけでありま
して、これはできる限りやはり役員陣

にも民間人を起用していただいて、全く業者の寄りつきやすい、しかも、中な態勢に持つていていただきませんと、せつかく国会の諸先生のおはからいでこういうものを作つていただくなのでございまさから、どうかそういうふうに民主的な運営にやつていただきよう、これは無理な御注文かもわかりませんけれども、そぞしていただきませんと、民間の業界とジエトロが遊離するようなおそれもございますので、今申し上げたような態勢を、ぜひとも国内態勢もそういうふうにとつていただきたい、かように心得ておるわけなんあります。

いけれども小間料が、出品料が非常に高くつくということで、差一控えておるものもありますから、そういうたるものについては、デエトロにおいてこれを買ひ上げるなり、何らかの方法でやつていただきませんと、現在のところで、都道府県あるいは都市が相寄つて四分の一とか、三分の一程度の出品料の助成はいたしております。これをやはり優秀品はジエトロそのものがサンブルを買ひ上げて、そうして日本の新しい製品をして展示、宣伝をするよう願いたい。

こういうふうに、はなはだ雑駄な意見であります、お願いしたいと考えておる次第であります。

いろいろなものが一緒にになって今日な
く私も外国のこういう同じような機関
についての知識を十分に持ちませんが、おそらく
が、日本において総合的に貿易あつせ
ん所を作るとか、あるいは見本市の開
催とか、まあ、いろいろなこの振興策
を、総合的に集めた機関というのは、
これが世界でもつて代表的な機関にな
りはしないかということを感じるので
あります。従つて、そういういろいろ
な機能を持つてあるところのこの振興
会というものが、有機的に活動する必
要を感じるわけでありまして、まあ、
この点に一つの特徴があるということ
を感じます。

これがどれくらいの効果を出すかといふことが、これは私ども観察していくまでもあります。かりに日本が貿易収支の対して一%だけこれを追進する効果を及ぼしたといたしますと、これは一%というのは、きわめて小さいのでありますけれども、約百億円の輸出増進になります。その場合に、たとえば外貨獲得率を七割と仮定いたしまして、七十億円の外貨が入って来る。それにかりに二十億円の運営資金が全部外貨になつたとすると、百億円から五十億円だけ差し引かれる。そうすると、五十億円はとにかく日本の国民所得をふやすところの源泉になるわけになりますから、かりに

うことが、大体中心になるのじゃなかつたらしくかと思うのであります。寺尾さんがいらっしゃるのでされども、やはり小企業の利益ということが中心にならざるのじやないか。だからして、の運営審議会には、やはり中小企業の意見を反映するような委員を御選任になる必要があるだらうということまあ感じます。

それからもう先にお話しに出来ましけれども、この機関の運営といふものは、きわめて人に依存することが多めであります。貿易あつせん所、その他の宣伝その他についても、その人が能であるかいなかといふことが、うちの機関の効果を出すか出さない

先ほど寺尾参考人の方からこの予算関係につきまして、いろいろ機動力に富んだやり方をするようにといふ御意見でありますと、私も同感であります。従来でございますと、借り入れ限度一億なら一億きめて、そうしてその範囲内ならば事業の継続に応じまして、所要資金は銀行から借り入れるの就可以了が、今回こういった特殊法人化しますと、そのつどいろいろな煩瑣な手續をせなければならぬということでは、せつかくの御趣旨がむずかしくなるのではないかということを、私どもおそれておるのであります。従つて官僚化しないように、一つ民主的な運営で、しかも、機動力に富んだあり方で進んでいただきたい、こういうふうに考えております。

それから海外の見本市あるいは博覧会等への出品につきまして、これは当然個々の業者が、出品者が経費を負担するのには当然でありますと、中小企業にありますと、現在のところ出品した

○委員長(近藤信一君) ありがとうございました。
それでは次に、赤松参考人にお願いいたします。
○参考人(赤松要看) すでに、実業界の練達なお二人の参考人から御意見が出来ましたので、私つけ加えることが実はないのであります。が、学界におりまして、実際のことがよくわかつていないのでありますけれども、こういう法案が出まして、新しく日本貿易振興会といふものが新発足をいたしましたことは、日本の貿易の振興に、きわめて効果的であろうと確信いたしまして、賛成する次第でございます。
私の見ましたこの新しい法案につきまして、この第一条に「わが国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施する」この点が特に注意されなくてはならぬところでないかと思うのであります。総合的ということは、まあジエトロの発展につきまして、い

それから効果的にといたことが、これはまあ、先ほど両参考人から言われた通りであります。いかにこれを効果的に運営するかということが非常に重要な点であろうかと存じます。で、今度二十億円の基金ができますし、それに民間の資金を集めまして、運営資金が約二十億ということございます。これは私の知識では、世界でたとえばドイツはばらばらに分れておりますが、みな政府機関でありますけれども、それをたとえれば見本市の委員会だけの予算が約十二、三億円といつたところでございましょう。もつともブレッセルの今度のこの博覧会に対する十億円ばかりが、その中に入つておりますからして、残つたのはやはり四億程度の金しか使つていません。そのほか、まあ五、六億程度の金を使つて、それに対して運営資金二十億という機関でありますから、相当大規模なものであるというふうに感じます。で、こ

一%の輸出促進になりましても、約十億円を日本の国民所得に付加することができる効果を持つているといふ感じます。しかし、もつとこの振興会のこの貿易振興の効果が、單に一%だけではなくて、もつと上ることだけ期待されるところでございます。そういう意味において、非常に世界的に比べてこの資金は非常に大きくなつておりますけれども、その効果から見れば、必ずしもそれはむだに大きな金ではない。さつきから前の参考人がおつやつたように、もつと出してもらいたいのではないかという議論も成り立つことを存じます。まあそういう点は、非常に世界的に大きな機関ができたということは、私どもの今後期待するところでござります。

まあ今まで申されたことと重複いたしましたところでございますが、この運営審議会につきましては、安田参考人からおつやつたように、やはりこの機関といふものが中小企業の役に立つといふことは、私どもの今後期待するところでござります。

に、非常にかかってくるところが大きいと思うのであります。だから、有能な職員をここで集めるということはも重大なことでありますと私は存じます。その意味におきまして、第三十一位の役職員の給与及び退職手当を規定するということがございます。この点十分に御考慮願つて、まず外務省の外公館の人々とあまり遜色のないような給与規程をお作りになつて、最も有能な職員をここに集められるということが、この機關を運営するたために最も必要なことであると存じます。人を得るということは、この運営においては非常に大きいということを、は感ずる次第であります。その点一つ十分に御考慮いただきたいと思います。

まあ今度は特殊法人でありますから、非常に監督は厳重になるのですが、この点はもうすでに申された通りに、これが彈力性を持つた性格であるということをきわめて必要であります。

たのいの中定を者ここのうで監さるからうを私つ。めとてうはすはま最能きの有のい

ありましょ。もつとも、従来のジエトロに比べまして、今度はその費目の融通といふのは、この経費の融通性は、今度の方がむしろ彈力性があるのじやないかということを感じますけれども、その点は、その監督につきましては、十分な彈力性を持たして運営されることは必要であります。

それからもう一つ、この事業の中で、第二十一条でありますか、従来のところと違ふ点がございますが、この第二十一条に事業が並べてございますが、その第一項に、「貿易に関する調査をし、及びその成果を普及する」とこの点がジエトロの場合は、前のこととは異なります。それは海外市場の調査ということになつておつたように記憶いたします。それで、これを貿易に関する調査をして、改められたことは重要である。というのは、さつき安田参考人からおつしやったように、国内におけるところの調査もやはり必要でありますし、單に海外だけでなく、国内との連絡が必要であります。また、それを十分に国内に普及せしめるということも、すでに安田さんからおつしやつた通りであります。ですからして、この「貿易に関する調査」をするといふいうふうに改められた点に、一つの重点があるということを、その点を十分に生かしていただけば、安田さんの御意見が通るのじやないかといふに考へる次第でござります。

それから今までおつしやらなかつたことで、一つ申し上げたいことは、この中小業者の過当競争といふものが、常に問題になつております。そして海外におけるところの輸出価格の低下と

いうことが、この過当競争から来ることは、すでに言われているのでござりますが、この貿易あつせん所その他の業者との懇談を開いて、そしてこの過当競争を、この振興会が中心になつて一つやめるというような一つの方法をとるということが、私は一つ考えられなくちやならぬじやないかといふように考へるのであります。

で、今この事業計画の中には、単に貿易のあつせんをするということだけ書いておりますけれども、その貿易あつせんという中に、そういう過当競争を一つ改めるというようなことをやつていただき。そしてできるだけ日本の輸出品の価格を維持していく。まあ、品質ももちろんあります、価格を維持して、投げ売りにならないようないふうに改められたことは、必要である。と存じます。

さらに、外務省との連絡などを、すれどもおつしやつたのであります。この振興会のほかにたくさんの貿易団体がござりますので、その貿易団体との連絡が必要であります。また、それを十分に国内に普及せしめるということも、また、中企業にも役立つことといふように考へたのでありますけれども、これは言ふべきしてなかなか行い得ないことがあります。

まあ、そういうことが私の希望でございまして、全面的に私はこの法案が成立して、活発なこの振興会の活動を期待するところでございます。それでこの点につきましては、この振興会がこの点につきましては、この振興会がどれくらいの能率を上げているかといふことは、まあ通産大臣がこれを監督せられるところであります。この振興会がこれでありますけれども、かよくなじから考へた通りであります。かよくなじから考へた通りであります。かよくなじから考へた

こと、大企業にぐんと重点を置かれた運営もせられなければいけぬといふこと、これは言ふべきしてなかなか行い得ないことがあります。かよくなじから考へたこと、大企業にぐんと重点を置かれた運営に結果的にはなる。これはもう過

ぎであります。かよくなじから考へたこと、大企業にぐんと重点を置かれた運営に結果的にはなる。これはもう過

ぎであります。かよくなじから考へたこと、大企業にぐんと重点を置かれた運営に結果的にはなる。これはもう過

ぎであります。かよくなじから考へたこと、大企業にぐんと重点を置かれた運営に結果的にはなる。これはもう過

ぎであります。まあ、その点を端的率直に伺いたいと言ひました。○委員長(近藤信一君) ありがとうございます。私の希望意見を申し上げまして、私の意見を終ることにいたします。

以上で参考人の方の御意見は終りました。質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○豊田雅琴君 ただいま参考人からぞれ御意見を承わつたのであります。が、いずれも前提としては大企業に運営もせられなければいけぬといふ

こと、大企業にぐんと重点を置かれた運営に結果的にはなる。これはもう過

ぎであります。かよくなじから考へたこと、大企業にぐんと重点を置かれた運営に結果的にはなる。これはもう過

ぎであります。かよくなじから考へたこと、大企業にぐんと重点を置かれた運営に結果的にはなる。これはもう過

ぎであります。かよくなじから考へたこと、大企業にぐんと重点を置かれた運営に結果的にはなる。これはもう過

ぎであります。かよくなじから考へたこと、大企業にぐんと重点を置かれた運営に結果的にはなる。これはもう過

に存すると思はれていたと思つたのである。

に存すると申し上げていいと思うのと存するとしてござります。
それから豊田委員から、この審議会の委員構成についてももつと物を割り切つて、大商社なり、あるいは中小商社なりといふ、どちらかに重点を置いてはどうかというお話しでございましたが、これはただいま申し上げたことと同じような意味におきまして、むしろ、学識経験者、この範疇の中に大小を問わず網羅されて、初めて本会の機能が發揮されるのではないかといふふうに考えます。また、先ほども赤松参考人からも、私も給与の点から申し上げたのでございますが、優秀者というのは、これは必ずしも大商社にいるから優秀である。中小商社におけるから優秀じやない、こういう断定はできないと思うのでござります。ことに、海外貿易におきましては、大商社にもあはうておりますし、それからまた中小商社にも実に有能な士がおるのでございます。しかし、まあこれらを振興会に起用しようとしても、相当の処遇をいたしませんければ、かりにそりやう適格者があつても、なかなかやはりめしを食わなくちやなりませんからこれに応じないと思うのでござります。そこで、この処遇問題を一つ御留意願いたい、こういうふうに申し上げた次第でございまして、決して歯に衣を着せておべんちゃらを言うような考え方方はあります。参考人(安田虎光君) 今、豊田先生から、どちらかに踏み切つたらどうか、大企業か、こういうようなことでありますが、こういつた、国が特殊法

人化してやらせる機関としましては、この問題はきわめてむつかしいんではないか、こういろいろに考えております。と申しますことは、この所要経費を全部国がまかなうといった場合には、大企業に対する機関と中小企業に対する機関と二つ作ってもいいじやないかということが言えるのでございますけれども、とにかく、この所要の経費は、やはり依然として民間からももらわなければならん、あるいは、刊行事業をやって、そうしてそれからも利益を得て経常費に充てなきゃならんといふようだ、こういつた新しい法案が通りまして、そういうような態勢である以上、やはり、会の運営上、大中小を問わず問題を取り上げていかなきやならない機関だ、また、そぞうすることは、現段階においては必ずしもお説のように割り切つてやる必要がないではないかと、かように私自身としては考えておるような次第であります。もし、国が経費全部、いわゆる国の丸かかえにされる場合は、そういうような構想に切りかえていただいてもけつこうでありますけれども、まあ現在の段階では、この方法しか仕方がないではないかと、かように考えております。

す。しかし、今後は、できる限り、こういった重要なマーケットについては、予防的な調査を十分やつてやるべきである、こういうふうに考えておりますのと、それから、いま一点は、共産圏との貿易については、予算書を見ましても、何ら打ち出されていないのあります。こういったことを、今直ちにどうということは、いろんな国情の関係からむづかしいかもわかりませんが、振興会としましては、でき上りました後ににおいて、そういうような対共産圏貿易の振興についてもこのジエトロがやるべきではないか、かくらに考えておる次第であります。

と存じます。それから、さらに、特種のいろんな事業計画があるようございまして、農水産物の共同施設、これは、農民諸君に非常に利益になりますし、あるいは自転車事務所を作るということになれば、自転車のメーカーに利益になつておりますが、多くはそういう利益が中小業者に実は帰着しておるというように考えます。ただ、博覧会をやるとか、あるいは、今豊田さんがおっしゃつたように、海外に向つて日本の商品の宣伝、いろいろなことをやりますが、これは、中小企業者でも、大企業でも、もちろんこれは恩恵にあずかるところでございまして、多くはやっぱり中小企業に恩恵が来るような機構になつておる。だから今さら踏み切るというようなことはどうかと、ただ、私は、運営審議会あたりにおいて、そういう中小業者の意見が反映するような委員構成を考えたらばよからうというふうに考えるだけであつて、実際はもう中小企業者の利益になつておるというように考えます。

から次の点を三先生に聞きたいんで
す。

まず、寺尾、安田両参考人にお聞き
したいことは、ジエトロがあつてこれ
はよかつたとしみじみありがたく感心
したような実例があつたらば承わりた
い。同時に、ジエトロがあつて期待し
たにもかかわらず、もう全くがつかり
してしまり、ないしは、進んでジエト
ロは当然ああいう際に、こんなふう
な手を打ち、積極的な協力があるべき
ではなかつたかといいうようなことにつ
いて、いわばジエトロにがつかりした
実例、安田参考人がただいま触れたよ
うに予防的処置も将来は講じるという
ことは、そういうことも暗に含んでい
るとは思います、具体的にジエトロ
についてがつかりした実例、私は私な
りに二、三知つておりますのですが、
そういうことを一つ兩氏から承わりた
い。

それから赤松先生には、貿易振興会
の効果をいろいろな方法で算定するこ
とができると、こういうふうに申され
たんですが、まあ、大へん時間が制限
されているので、具体的な詳説がござ
いませんでしたが、その算定の具体的
な方法があつたらば、ぜひこれは承わつ
ておいて、私たち立法院にある者とし
て、この法律はしょせんこれは生まれ
ますから、そりしたら今後これを監視
していく場合にも、なるほど学者先生
はこういふ方法を示された、こういう
角度から、われわれは、この効果を見
ていこうということで、将来に資した
いと思うので、赤松先生からは基本的
な問題として具体的な算定方法について
承わりたい。

○参考人(寺尾一郎君) お答え申し上
げます。がつかりしたといふきわめて

Digitized by srujanika@gmail.com

顯著なる事例というものは、実は持つてないんです。あることは、もちろんこうやつてくれたらしいのになあという面は、あるのでござります。これは、PRですね、宣伝等におきましても、それからまた、いわゆるトレード・セントーといったような施設の運営といいますか、あるいは設備等においては、従来とも若干懸念に思つていては、従来とも若干懸念に思つていましたし、向うの運営の衝に当つてた面が確かにございますが、きわどつてがつかりした面といふのはあまりない。ただいい面は、私エジプトに参りました、トレード・セントーを見て参りましたなし、向うの運営の衝に当つている方、あるいは監督に当つている公館等といろいろお話をことがある、これは実によくやつております。ニュー・ヨーク、サンフランシスコ、これも最近はきわめて見るべきものがあると思うのです。必ず統治的にこれだけ取れるのだという面が欠けていたために、御承知の通り、この広告とかPRといふやつは、もう継続、持続的にやつていかなのは必ず統治的にこれだけ取れるのだという面が欠けていたために、御承知の通り、この広告とかPRといふやつは、もう継続、持続的にやつていかなければならないのに、さあ年度がわりになつて、来年度の予算は取れるか取れないのか、これだけ使えるか使えないかといふよくなところから、もう一步突つ込みが足りないという面は、確かにあつたと思うのであります。それがたとえば二十億の資本金を、これほどくらいたいに回るのですか、たしか六分のですが、少くとも一億二千万円なら

一億二千万円の、これだけの予算措置があり、必ず入ってくるんだという、こういうような安心感から、いわゆるこの宣伝等も長期に持続的におやりになることができるようになるのじゃなか、この点が非常な進歩であると、われわれは大いに期待しているわけでございまして、これが果して相馬先生の御質問の答えとなるかどうか承知いたしませんか、私の考えているところを、率直に申し上げたわけでござります。

○参考人（安田虎光君） お答え申し上げますが、いわゆるよかつた面といふことにつきましては、従来のジエトロがわれわれ業者に配付いたしておりました通商広報等によりまして、各国の経済の動き、すなわち輸出入に關係ありますところの課税、税金の問題、輸入税の問題、その他相手国の景況等が逐一報道、情報が流されて参ります。それがまあ一点。それから従来売れるかどうかわからぬといふような中小企業のものもやはり展示されました結果、引き合いでが參り、いわゆるわが国の隠れた家内工業品が相当出るようになりますといった事例が多くあるわけなのでありますし、ただその際に、われわれ貿易業者の面から申しますと、いささか困惑したという面は、このジエトロが呼びかけます出品勧誘等については、都道府県へあるいは六大都市へ働きかけられます。従つて都道府県が自己的、県下のメーカーに対しても、これについてはどうもメーカー・プライスがそのまま飛び出してみたりいたしております

して、先方の港着の値段のはつきりわからぬのがありました。いろいろな面で、事務的な面で欠陥が相当あります。従つて貿易商社の手数料等はちつとも含んでいない価格が出てくる。だから物によつては、過当競争を激化するというような面もあつたわけであります。最近はそいつた面は、相当エトロのそいつた係りの方も慎重に取り組んでおられるようであります。

それからがつかりした点、あるいは期待はずれの点、これは注文する方が、予期する方が無理だったかもしれませんけれども、北米におきまして、いろいろな雑貨品の輸入制限問題、あるいは関税委員会その他で討論、提訴されたりしたのであります。が、こいつた問題については、そういう公けの機関で取り上げられる前に、何とか情報をキャッチして、われわれの方へ知らしてもらえたかたが、いろいろな点、それで先ほど予防調査というよくなことを申し上げたわけなんであります。これは単にアメリカにおける一例でありますが、その他の諸外国におきましても、そういうことがあります。あるわけなんでありますから、今度できます、新しい、再出発する振興会は、一つそういう悔いを残さないようになります。できるだけ効果的にやってもらいたい。それから現在までのところは、国内に三十数個の輸出商品別の輸出組合がありますが、こういつた機関が各自それぞれ所管品目について専門的な調査を单独に行うべく、海外へ職員なりを派遣しておりますが、こういうものと有機的な、先刻も申し上げましたように、国内態勢の確立という点

は、まあそういう意味も含めまして、
でき得る限り活用してやられたらいい
んじやないかと思つております。ただ、
相馬先生の御期待下さいますよろくな効
果の面で、數字的に、このサンプル・
フェアを、見本市をやつたら何億円の
取引ができるかということがわからな
いのであります。これはその業者へ
先方のバイヤーが直接手紙を出し、交
渉、取引をいたしますので、私どもも
聞いてもおりませんし、この辺の効果
については、詳細にわからないのでご
ざいます。以上でございます。

○参考人(赤松要君) この振興会の活
動がいかに効果を上げたか、これの算
定方法いかんといふ御質問でございま
すが、これは私も今すぐ申し上げか
ねる点もございますけれども、今手つ
とり早いところは、つまりたとえばア
メリカでマグロの宣伝をやり、マグロ
を販賣といって宣伝をしました場合
に、その結果として、その翌年なりに
マグロの輸出がどのくらいふえたかと
いうことは、これはもうすぐわかるわ
けであります。が、その場合に、ただ問
題は、たとえばアメリカの今日の不景
気でもって、アメリカの輸入が全体に
減ったという場合に、そういう宣伝を
したにもかかわらず、日本のマグロの
輸出はふえないかも知れない。で、そ
の場合に、それではほかの商品につい
て、つまり宣伝をやらなかつた商品の
たとえば減退が、日本の対米輸出が減
退しました場合に、いろいろな商品が
減退する。その減退も、ほかの宣伝を
やらない商品の減退と、マグロの輸出
の状態とを比較してみると、そうすると
宣伝をやつたところのマグロが、かり
に減退したとしても、その減退の割合

が少い、ほかのものはずっと減退した
ということも考えられるわけあります。
す。あるいはほかのものが減ったにも
かかわらず、マグロの輸出だけは現状
維持、あるいは増加したということにな
れば、その宣伝効果はわかるのじや
ないかと思うのであります。

それからさらに他の方法としまして
は、アメリカでもインンドでもよろしい
のですが、その宣伝をし、あるいはそこ
に、あるセンターを作つて、大いにサー
ビスを始めた、その商品がたとえばイン
ドならインンドに輸入されてくる。そのイン
ドの輸入総額の中ににおける日本の輸
出割合がどうなつたか。つまりインンドの
輸入は、場合によつては特別な制限を
受け、あるいは国民所得のいかんによ
り輸入額がいろいろ變つて参りますけ
れども、日本が宣伝をやりましたその
商品のインドならインドの輸入における
セラーがどうなつたかということを
算定することができます。そうすると
日本の中のセラーが割合に増加していくと
いうことになりますれば、この振興会
の活動が効果的であったというふうに
いろいろな算定の一つの簡単な手段で
あらうと存じます。

らいたいと思うのですが、赤松参考人にお尋ねしたいと思うのです。関連して業者として安田さんや寺尾さんも、そのことについてもしも御意見があつたならば参考に聞かしてもらいたいと思うのです。

赤松さんにお尋ねしますが、昨年通産省は雑豆の輸入に当つて差益金の徴収をジエトロにやらせたのですね。そこの差益金なるものを、貿易振興上ジエトロの事業資金等に繰り入れると、いろいろな扱いがあるのですが、そうではなくて、便利的にジエトロにだけ、ジエトロに取扱いをさせて、現金で受付をやつたところが、四十何億とジエトロの窓口に金が集まつて、そしてその雑豆の割付をしたという仕事の一つがあつたのです。これは赤松先生も御承知のように、ああいう差益金というものが、パナ子やレモンのようく特別に、特別物資として別法をもつて法律で規定しているものについては、問題が別ですが、雑豆のような場合に差益金なるものが判断の仕方によつては、二重関税として私はガット違反の疑いがあるとして、当時松尾通商局長にも私は質問をしたのです。ただし、これは相場に関連があるので、公的に委員会を通じてやることはいかがかと思つて、個人の資格で再三ものを尋ねてあつたのです。が、そのことに連関して、自体ジエトロといふようなところに、そういう仕事を以外の仕事をやらせて、そしてあまり人手もないのに、そんな大きな仕事をさせるということが一つと、今後この特殊法人である貿易振興会等に政府の代理をするような、そういう外貨割付の都合上、差益金の徴収事務といふよう

なものを作させるということが、一休正しいことか、正しくないことか、この問題について一つ御意見があらば、承わりたいと思うのです。そしてまた、業者として、特に安田さんなんかが属していらっしゃる神戸貿易協会では、たくさん雑穀の輸入業者があるはずであつて、それについて何かまた御意見があらば、この際承わっておきたいと思うのです。寺尾さん等についても、御意見があつたら聞きたいのです。

○参考人(赤松要君)　いや、私その事実についてちょっと新聞で何か見たのでありますから、深く考えていないのであります。私は今御返答ができないのであります。しかし、実際にそういうふうに貿易業務に近いところの仕事をすると、いうことは、この機関の職能からはずれるのじやないかと私は思います。深いこと、私詳細を存じませんからして、あとの参考人から一つ……。

○参考人(安田虎光君)　この雑豆の輸入の割当方法についてであります。私もこの問題は、本問題は詳しく知りないのであります。ただ、従来からの慣例といいますから、国内へ輸入して、もう関係から、御当局がやむを得ずこういう機関に、一応の取扱いだけをさせたんではないか、しかしながら、金をジエトロ自体が自由にどうこうすると、いうわけにはあれは参らないわけなので、そら伺つておるわけなんできりませんが、以前でありますと、バナナの輸入申請が殺到して、がらがらと抽選式でやつたとか、まあそういうようなことで、そら伺つておるわけなんできりませんが、以前でありますと、バナナの輸

業者の方におきましても、やはり業者は利潤追求が、これは本質的な目的でありますから、もうかるものと見れば、無理やりに関係のあるない人まで申請する、こういうようなことでやつたんじやないかと思いますが、この点については、本問題はあまり私詳しく述べしませんので、ただ、神戸は難穀の輸入業者が相当数おるわけであります、やむを得ず競争上ついていつたんじゃないか、従つて本質のお答えは、ちょっとしかねる次第であります。

ういう点から、いかに考えておられるか、この二点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○参考人(安田虎光君) 第一点の中小企業者、貿易業者なりが、新しい法律のもとに振興会ができる場合の利用、これは現在までも、先刻赤松先生がおつしやったように、相当数中小の業者は海外に支店、出張所あるいは調査員を派遣できませんので、ジェットロを利用しておるわけなんであります。が、この面につきまして、私が冒頭口述いたしました際に述べましたごく、現在でもやや役所化しておる。それが今度この法律によって振興会が出发せられると、なお一そら役所化するんじやないかということをおそれでござりまして、寄りつけなくなるんじやないかといふ心配もあるわけなんであります。従つて、運営の面につきまして、お役所がもう一軒ふえたといふことでは困る、まあこういふと国内態勢をしていただきたい。さあないと、お役所がもう一軒ふえたといふことでは困る、まあこういふと国内態勢をしていただきたい。さあとくジェットロへ近づけるような仕組みます。従つて、このジェットロの施設の利用は、大企業もさることながら、やはりに中小企業が相当利用でき得るような配慮が望ましい、こう考えておるわけなんであります。

それから第二点の、現在のわが国輸出貿易の代金決済条件が、これがLCCベースであります。これをはずして、そろして必要なLCCベースをつくまでも持続してやらなければならぬような品目、あるいは特定

地域については業者協定か、取引法に貿易による承認品目にして通産省でやる、こういうようすに大体踏み切つておられるようござりますけれども、本問題につきましては、中小貿易商社及びその背後においてます中小のメーカーにとりましては、心理的な影響、すなわち非常な心配を与えておるという点であります。これは当局から正式にLCベース廃止といふ言葉で、発表せられたのではございませんけれども、新聞には、いち早くそんじうふるに発表されましたために、海外におきましても日本が昭和二十二年民間貿易が再開されましてから、持続して参りました輸出代金の決済条件が、LCベースをはずして、DP、DA、すなわちあと払いなし、延べ払いでもいいのだという印象を与えるよろしい状態になつておるわけなんであります。従つて中小の業者といたしましては、現在の制度をそのまま、今しばらく業界の経済力が得るまで延ばしていただきたいといらうような考え方で、種々陳情いたしております次第であります。しかし、御当局の言われるのには、それは一応国が今までそんじう規則で縛つておいたものを、最近DP、DA、ハウス・ペースを要望する向きが多くなつてきました。従来の形のままであると、あと払いとか、延べ払い、いわゆる掛充り的のものは、そのつど大蔵省といろいろ協議してやらなきゃならぬ、従つて時間がかかり、手続も煩瑣である。まあ、手続の簡素化、そんじうした面からこれを見たんはずして、必要なものは、先

も、中小企業のために一つもやつていい
ない。だから同じことにまたなりやせ
ぬかという心配がござりますが、こく
いう点は全然心配ございませんか。

○参考人(安田虎光君) 今、私が枢機もな役員の一名といふようなお話をございましたが、常任理事といいまして、ほんと総会にひとしい会議に呼び出されるだけでございます。それだけでも、それ以上のことは申し上げませんが、それから中小企業で、私自身も実は小さな輸出業者であります。数人しか社員がないんです。約五十カ年でこの貿易に入りましてから営業いたしておりますが、貿易に關係いたしておる次第であります。われわれが通信だけでは貿易をやつてはいる。こういった私レベルのような貿易商社が、これは數千軒あるわけなんです。こういうものがやはり調査をするといいまして、も、自己の金ではできませんので、やむを得ず、調査費を二千円なり出してジエトロへお願ひする。ただジエトロの場合は、その報告がきわめておそい、これはもう無理もないんです。海外に調査員や調査網を充実しておりますから、調査もおくれるのはやむを得ないんですが、そういうことで、私どもはずいぶんこれを利用させてもらつておるのでござりますけれども、そういう関係で、私は中小企業のためになるんだ、しかしながら、ただ今頗んだから、すぐには効果が現われるかどうかということは、これはやはり目にちがたなければ相当効果が現われたのでありますけれども、私はもう大阪でも聞いておりません。

○阿部竹松君　まあ、私相当数の組合とか団体を調べたんですが、そうしますと、この団体の言うことが、全然でたらめであるということになりそうです。ただ、さいぜん、最後にお話し申し上げました、どうせ、こういう金を出して一つの機関を作つても、今まで通り大手のサービス機関になつてしまつて、中小企業の声はさっぱり反映されないだらうということを中心が心配しまして、同じ二十億の金を出すのだったら、われわれは小さい組織で、ともにつぶれるまでやるんだ、だから中小企業のあつせん所のよりなものを作つてやらして、大手の支配下に入らぬでやらしてほしいといふ声があるんです。これはちょっとスケールが小さい話です。スケールの小さい話ですが、大手があまり横暴をやらかすが、そういう声も出てくるわけです。私どもとしては、単に君たちの考えはつまらぬ、そういう小さくぶつ切つたら困るじゃないかということを言つている。このあつせん所についてはどうお考えですか。

ちらで行くのと仲が悪いといふようなことをおっしゃいましたが、連絡がよくそれぬといふよなことでしたか、私どもが聞く範囲内では、在外公館のお金が少いので、こちらの方から若干融資してもらつて、カクテル・パーティーでも何でも開くんだと、ううな、逆に私どもは聞いています。ですからその十億の金をもつて、東京なら東京、大阪なら大阪に、中小企業の共同体の、これはささやかなものでしようが、それを作つてもらいたい。今申し上げましたそれを東南アジアなんか、あまりやつておらないらしいですから、あるいは中共とか、大体近い所から手がけていこうというよな構想のように、私は承わりました。

○大竹平八郎君 私、よんどころない用事で中座をしまして、御三方の貴重な意見は拝聴することができなかつたので、あるいはお言葉の中に盛られてあつたとは思いますけれども、ごく簡単に一、二お尋ねいたしたいと思いますが、まず、三菱の寺尾さんにお尋ねをいたしたいのです。最近でありますと、これは株式会社組織であります、幾沢さんが中心になられてお建てになられた貿易センターが最近設立せられたようですが、これも相当な規模のようでありますし、これは主として、何か東京都が現物出資でかなり後援をしておるようになります。今度の日本貿易振興会と相当重複する仕事ができるのではないかと思うのであります。この点についてはいかがでありますか。

思ひでございますが、そういう意味
合いにおきまして、おのおの持ち分が
あるのじゃないか、そういうふうに考
えております。

○大竹平八郎君 次に、赤松教授にお
尋ねをいたしますが、教授はしじゅう
いろいろ論文を発表せられておりま
して、私どももしじゅう読ましていた
だいておるのであります。ことに、
あなたがお書きになつておる中に、非
常に世界貿易の状況として、貿易の自
由化という傾向についてよく力説をせ
られておることを、実は拝読いたして
おるのであります。それで、実は今
度のこの特殊法人の日本貿易振興会が
できる。しかし、以前はまあ財團法人
といふ名において、そうして実際経費
の面から申しますと、これはい
ずれこの審議のときには政府当局にお尋
ねをするのであります。相當莫大な
費用が、先ほど相馬委員から雑豆の差
益金の問題等を指摘をされたのであり
ますが、まあ、それどころでなく、例
の特定物資に入り得るようなものの差
益金といふものは、これは相当莫大な
ものなんであります。まあ、こういう
ものが従来とても財團法人の、この海
外貿易振興会でありますか、これにま
あつぎ込まれていった。これはまあ、
ほとんどいわゆる官僚的な援護のもと
に立てられていた。ところが、御承知
の通り日本にはまあ、そこにおられる
安田さん初め、神戸貿易協会その他の
団体がある一人の人を中心として、
おられる団体といふものが非常にたく
さんの人がおらなければ、その団体の浮沈

にかかるるといふようなことがたくさんあつて、今日まで日本の貿易振興のため非常に尽しておるわけです。こういう団体も、まあ財團法人もあるし、あるいは任意団体もあるわけであります。が、そういうものはほとんど政府の何らの援護もなく、これが終戦後海外貿易振興会という名において突如としてできて、そうして莫大な援護のもとに今日までやつてきただ。それが今日さらに批判をせられて、そうしてここに上程をせられた日本貿易振興会といふような特殊法人になつてきた。これはわれわれが貿易の自由化といふあなたのお説といひますか、あなたの力説せられておる傾向といふもの、問題から見まするといふと、何か官僚統制といいますか、非常にそりやうよくなにおいを、私どもは多分にかくよくな気がいたすのであります。この点について率直に一つ御所見を承わりたいと思います。

ペトロはこのころだいぶ後退してきています。という話を聞きますのであります。ほんとうの自由貿易に返るわけではございません。うはこういう、つまり自由貿易と申しましても、つまり今度は共産圏の国営貿易が出て参りますので、決して昔のよう。自由貿易に返るわけではありません。けれども、まあ、政府は干涉しないで、民間に自由にやらせるというの。が、昔のアダム・スミスのドクトリンだけれども、それは今日では通用しないと思う。ですからとにかく日本のように、中小、これは貿易商だけではなくて、中小メーカーがあつて、日本の輸出額の約半分を占めている、中小業者の作りました物が半ばを占めておる。というくらいの日本の貿易におきましては、やはりこの何らかの助成をしないといと、これはほかの先進諸国に太刀打ちができないと思うのであります。で、各国もある程度やつておりますが、日本は特に今度、私がさつき申し上上げたように、この機関は世界で最大の助成機関だと思います。思いますが、特に日本的情勢から考えまして、中小業者が非常に多いという点から考えます。なんかが解体したというようなことがあります。からして、この機関はやっぱ必要であると私は考えるのであります。これが一步進みますと、今度は国営貿易的な方向に進んで参りますけれども、そこまでいくと、どうも共産圏と同じようなことになりますからして、そこは警戒しなくちやならないと思いますが、やはりこういう機関は、日本の特殊事情からして必要であろうと考えます。

これまで、高い値段でこれを輸出する方向に持つていかれるということが必要であります。つまり、安く売っている、あまり安過ぎるということが、やはり向うの非難を受ける。つまり低賃金にひっかけまして非難を受けているところでありますから、つまり、あまり量を出さない、量は少くともいいから、高い値段で売るということが必要でありますと私は思うのであります。その点にこの機関が一つ大きい力を尽されるようにお願いしたいと思っております。

○参考人(寺尾一郎君) 簡単に……、これは非常にむずかしい問題でございまして、先ほどたしか相馬委員からでしたか、あれがございましたように、日本の商品は向うで高く売られるのです。これは向うの販売組織といふものが、皆各段階ごとに三割ぐらいも上げるようになっておる。日本の実情とは全然違うのでござります。これがまず第一点。それから、従いまして單に安く売るということのみが、こういうような情勢をかもし出していくわけではございません。それからもう一つは、日本の輸出がもう急激に、グラジュアリーにいくならばいいのですが、急激に飛び上つておる、これが一つは向うの市場を刺激していること、それからもう一つの点は、これは向うのいろいろな国内事情、たとえばこの間の軍人恩給法の圧力団体といったような関係で、たとえば鉤針のごときは、州の中のほんのちっぽけな工場一つの問題、しかし、そのうしろには議員さんがおられて、これがワシントンでぎやあぎやあ騒ぐ。それが今度いわゆる一部の人には、対日感情というものが

こういう事例を取り上げてそうして日本はたらくといったようないろいろな面が一緒になって、あいうことになつておりますので、これは先ほど安田参考人からも指摘されましたように、予防的に向うのマーケッティングの方法なりマーケティングの方法なりといふものを常時研究して、向うに受け入れやすいように、また、向うを刺激しないよう順次輸出を伸ばしていくくといふよしならん措置をとることが望ましいのじやないか、こういうふうに考えます。

○委員長(近藤信一君) それでは、この辺で参考人に対する質問は終りたいと存じます。参考人の方々には、御多忙中のところ御出席下さいまして、長時間にわたり御説明いただきありがとうございました。委員会では、御意見を尊重し、慎重に本法案を審議いたしました。どうもありがとうございます。

ございました。

速記とめて。

午後三時三十四分速記中止

午後三時五十五分速記開始

○委員長(近藤信一君) 速記をつけ
て。

それでは、これより企業合理化促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

ただいま通産大臣が出席されておりますが、後刻大蔵大臣も出席する予定であります。ただ、大蔵大臣は、予算委員会の関係で短時間しかおられない由ですから、そのときは、他の質疑をあと回しにして大蔵大臣に対する質疑を先にいたしますから、あらかじめさよう御了承願います。

○豊田雅孝君 大蔵大臣に先に質問いたします。次御発言を願います。

た方がいいと思っておったのですが、時間が関係もありますので、通産大臣にまず質問をいたします。今回の企業合理化促進法上の措置は、新技術を企業化する機械設備等に対しまして、特別償却制度を新設しようとするものであります。が、これにつきまして、今まで政府当局からはいろいろ巧妙なる説明がありまして、大企業にも中小企業にも利用ができるかのこと、まことによく、この説明があつたのであります。けれども、いろいろ検討を加えてみまするに伴いまして、それは表面上のことであつて、実際上は、大企業のみに利用せられると言つてもいいほどの実質を持つておるのであります。あとから具体的に実証もいたしまするけれども、この法案のはんとうのねらいどころから見まして、大臣自身大企業に重点の置かれるものである、これはもう形式じゃありません。実質的に見ればそうだというふうにお考えにはならないのでありますようか。この点をお伺いいたしたい。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 新技術、ことに技術振興を主題といたしましてやっていますので、中小企業、大企業と、こういう区別は全然考えずに、いわゆる技術振興をばかりたいといふうに考えておりますが、ただ、実際問題となりますと、まあ新技術ということになりますと、勢いまあ大企業が多くなるということはやむを得ないと、いうふうに考えております。しかし、その面におきましては、私は極力中小企業に新技術を取り入れていきたいとい

承知のようすに、昨年は中小企業者に対する特別償却というようなものを中小企業者にも極力特典を与えたいといつもつりで、中小企業者の設備といらむに限つての償却制度を考えたのであります。そういうよろくな行き方をいたしましたと、これはかなり、かなりじやなしに非常に効果が私はあるただと思つております。技術振興といふので、新技術といふものを取り上げます場合には、とかくといふよりも、大勢としては大企業に多くなるといふことは、私はやむを得ないと思つてゐるのであります。しかし、中小企業を別に区別する考へはないのです。むしろ、逆に中小企業者の方に極力特典が及ぶようになりますが、という努力をいたしたいと、かよう考へております。

いりますのは、企業相互間の負担が非常に不均衡になつてくる。一つの業種の間におきましても、あの租税特別措置法の線に乗ると乗らぬとでは、当然もつと減税すべきものも減税にならぬし、それほど減税しなくてもいいようなものが減税になるというよくなことになりますし、ことに違う業種の間でありますと、特に大企業と中小企業の規模の相違がありまして、非常に租税特別措置といふものがきわめて不公平な結果になつておるのであります。すでに、大企業だけが当然納めるべきものをあの租税特別措置がありますために、免税になつておるというものが六百億に上るといわれておるのでありますまして、結局大企業は利益は多いが、租税特別措置によつて不当に減免税を受けておる。ところが、中小企業は実際的に見ますといふと、利用できるようであるけれども、結にかいたものが、実際は利用できないというようなことで、きわめて不公平なことに相なつておるのであります。要するに大企業と中小企業の企業較差をいよいよ大きくしているのが、あの租税特別措置の行き方である。従つて競争力といふものが、あの租税特別措置がありますために、中小企業が不当に減殺せられきておるということなんでありまして、この点は御承知ありますようが、昭和二十八年の税制調査会の答申にもはつきり出ております。こういう点から、従来租税特別措置につきましては、非常に問題があつたのでありますが、今まで問題になつておつたその

点を、またもや一つここで積み重ねようということになつておるのであります。こういう点について、非常に納得のいかぬものがあるのです。この点について太蔵大臣の率直なる御見解を伺いたいと思います。

○國務大臣（一萬田尙登君） この税法上の特別措置が、税自体を複雑化しておるということも、これは事実であります。がしかしながら、この税法上の特別措置は、やはりある政策上の目的を達成しようという意味でこれを認めておるのであります。これは一には、日本の経済のやはり科学技術における後進性といいますか、国際水準に比べてやはりおくれておる、そういう意味から、日本としては大きな人口を持ち、かつ貿易に依存しておる国として、は、いろいろ科学技術の振興ということについては、あらゆる可能な手を打つていかなければならぬ、さように考えております。その結果が科学技術ということになりますれば、大企業にやや偏していくといふようなことも、これは私はやはり得ると思います。それは否定しがたい。そうしますと、中小企業との差別がそこにやはり出てくるのではないか、こういうことがあります。これもやはり率直に私は認むべきであろうと思っております。しかしながら、それだからといって、科学技術の振興、すなわち企業の合理化といふものをやらないと、いかわけにはいきません。そこで、私の考え方にはこれはこれとしてやはり進め、もちろん目的を達成する必要がなくなりば、すみやかに廃止すべきであるといふふうに、必要な限度において真に必要であるという場合においてはやむを

につきましては、私はそういう見地から平等化を求めて、これは無理ではないか。それでやはり中小企業については別個に中小企業の合理化といふことについて、税法上の特別措置を考えいく必要があるのではないか。
あるいはまた課税としても、中小企業によつては取引あるいは事業の規模も小さいのですから、税率等において特に考慮を払うとか、いろいろ考えてみると必要があるだらうと私は思います。大体豊田さんのお考へ、あるいは認識の点においては、私とそろ相違もないと考えております。まあ、来年あたりは、全般について検討を加えたいと思いますので、その際に十分考慮を払いりたいと思っております。

○國務大臣(一萬田荷登君) 具体的に
どれをどうということを、今私はここで
で申し上げかねるのですが、今私が申
し上げたように、中小企業を一休どう
いうふうに扱うか、これは税法ばかり
ではない。やはり私はこういうとき
に、もう少し従来のように、単に中小
企業に対しての対策としては、今度は
団体法ができたのであります。これ
はもうすでに長い間金利という面に重
きを置いてきている。金を貸してや
れ、金を貸してやれば何とかなる。こ
ういうことがある意味において債務を
生じやすくなつた。また、一面において
は、これは一時を糊塗して何とかなる
ということでもつていく、こういうこ
とが中小企業の基盤を強化することな
く、あるいは組織化することなく来た
ところにも、問題があるのじゃない
か、これは今度団体法もできたのであ
りますが、それでこういう機会に、私
は企業自体のあり方から、また総合的
に考えてそして、税法上においてもむ
ろん考慮する。金利上においても考え
る、企業自体もこうあるべきだ。そし
てそういうふうな大企業と中小企業と
は、日本の場合においては対立すべき
ではなかろうと思う。たとえば紡績一
つを考えてみても、中小企業といふ意
味からいようと、百以上、あるいは三百く
らいのものが関連している事業であ
る。そうしてみると、やはりそんなに
対立なくして大企業、中小企業との関
係をどうするか、そういうことはやは
り一切総合して考えらるべき段階では
なかろうか。こういうふうに思つてお
ります。ある具体的なことについて明
快なお答えをいたしかねるのは、遺憾
であります。私はそういう見地から

あらゆる点について中小企業の地位の強化というか、日本経済における中小企業の地位にふさわしい扱いをしていく。そういうことを一時を翻訳することなく基本的にこれを正常化することなく、そういう方向をとりたいと考えております。

の、将来の問題につきまして、いかに考えてありますから、見解を異にするところ問題といたしまして、将来のお考えを一つ伺つておきたい。

○國務大臣（一萬田尚登君） 私としては、先ほど申しましたように、いろいろ科学技術の振興、あるいは企業の合理化といふものは、もちろん大企業と中小企業との関係において考え方があるというわけじゃないので、主としてこれは国際的な関係によって、国際経済における日本経済の強化ということですが、やはり私はこれはねらいになつてくると思うのであります。そういう意味においてこれはやはり私は今後もろんでありますから、なるべくいろいろな企業合理化促進のために租税調整別措置法といふようなものが、中小企業にも沿するようになって、浴得なつたとすれば、一体どういうところに原因があるか。これは全然中小企業といふものには不適当である。しかば、中企業には、どういうふうなことを企業向上において考えていくべきか、そういう点を明確にしていきたい、かとうに考えておるのであります。何をこういうふうな税法の措置が、結果的ににおいて大企業に偏すると言いつ切り得るかどうかは別としまして、かりにそういうような傾向を持つに至りましたのも、それはそれとして、私はやはりるべきだという態度であります。それが大企業との関係において中小企業に不利であれば、その原因をよく探究して、それについても適切な措置を考えていく、こういうのが私の考え方でござります。

るがありますするけれども、まだ、いろいろここで質疑もいたしたいと思うのであります。時間が関係もありますので、今後租税特別措置につきましては、少くとも概算所得控除制のことき零細企業、中小業企に対するものも、あります。時間が関係もありますので、大企業を中心に置いた制度を一面において、認める以上は、やはりこれは考究をせらるべきものだと考えるのですが、あります。そういう点において、必ず租税特別措置といふものがある間は、少くとも相互にバランスのとれたような行き方をしていくということが、少くとも必要だらうと思うのであります。この点については、一つ御研究を願いたいと思うのですが、御意見を伺いたい。

○國務大臣（萬田尚登君） 十分注意いたしましたが、同時にまた、税法上の特別措置がすみやかに廃止されるような、そういう日本の経済状態を作り出して、いきたい。かように考えて、これはむろん変則的なもので、税法上では好ましいことではありません。従いまして、なるべく早い機会にこういうものは正しく、かりにまた新しくするとしても、真に必要なものに限定をする。かように考えておる次第であります。

○海野三朗君 大蔵大臣にお伺いしますが、私はこの科学技術振興が、わが国にとって最も重要なことであると常々考えておるのでありますが、予算の査定の状況を見ますと、科学技術の何たるやを理解しない主計局の人たちが、いろいろなところにくちばしを入れ過ぎるようには思ひのであります。どうも、そういう点を非常に気にいからんと思うのですが、この科学技術の振興が大切だということを、盛んに

テッパを吹かれるけれども、その裏づけとして、ほんとうにこの根本はよくわかつてないよう私は思うのですが、この科学技術の振興ということ、また技術者の優遇については、どういうふうに大蔵大臣はお考えになつておるか。たとえば文部省のこの東京大学の薬学の講座を別途認めた。しかしながら、それに対する予算は一つもくれていないというような、この科学技術の振興を叫ぶならば、学問の府であるところが一番根本になるはずである。そういうところの予算を削るよくなことにまで、大蔵当局がくちばしを入れておると、いう跡が歴然としておる。また、科学技術庁の問題にしても、そちらの、よくおわかれになつてないで、その財布の口をお締めになるから、どうも私はその点については、はなはだいがんと思っておるんですが、大蔵大臣としては、どの程度必要であるということを認識していらっしゃるのであるか、一つ御所見を承りたい。

○國務大臣(一萬田尚登君) 科学技術

の振興の必要については、今日のよ

うな科学時代においてはその必要につい

ては私は無限大だと思っております。

これは幾ら強調しても過ぎるとい

うことはございません。しかし、この

予算的な裏づけとなると、やはりそ

国の財政的な力といふものを考えなく

てはなりません。まあ、今回三十三年

度の予算につきましては、科学振興

はアトラクティーヴな政策にいたしてお

る。しかして大いに実質的にもこれが

成果を期待いたしておる。従いまして

少くとも科学技術関係、あるいはまた

科学技術庁の要求については、私

はすなおに今日は認めている。これは

わかつてないよう私は思うのです

が、この科学技術の振興といふこと

に、専門家の意見には聞くべしとい

うのが私の方針。従いましてこれは正力

さんから非常に感謝されて、今回は自

分が大体希望するように、何も異論も

なくして予算もられて非常に幸い

だ。これは正力さんにお聞き下されば

きわめて明確なことであります。それ

からまあ学校方面でありますか、むろ

ん、この科学技術の振興といいまして

も、ともすると、何か大へんの予算を

使つてはなことをしないと、科学振

興にならぬかのよな考え方には、

私ははつておません。やはり科学技

術振興における一番基礎的になるとこ

ろで、いわゆる研究といいますか、た

とえばいろいろなことをやるよりも、

私は大学の研究室を充実してあげると

いうのが、結果的には成績があるの

ではないかといふうな考え方をして

て、予算編成に学校等については当ら

せたんです。まあ、金額等におきまし

ては、思ひよるな金額でないかもしれ

ませんが、しかし、この基本を充実し

ていくといふ点に力を入れております

す。金額の少いわりに成績は多い。き

わめて私は今のところこういふ点が合

わせたんです。まあ、金額等におきまし

やりとあぐらをかいておられては、國民こそとんでもない迷惑である。私はそういう意味において、このタル色素を使ひうといふこと、これは危険であるということが日本でやかましくいわれておることなんです。まず諸外国ではその例を見ません。それではありますから、私は率先して厚生省が何とかこれに善処しなければならないのぢやないか、こう思ひうんですが、どうなんですか。そして植物性の色素でありますれば、これは植物性の色素は全部消化する。そうすると、植物性の色素といいますと、まず今申しました例のベニバナから作るところの色素、これは日本ではずっと昔から、徳川時代にも盛んに作ったのである。これが今日使われないようになつておりますのは、このタル色素に競争で負けたからでありますけれども、こういう方面にこそ力を入れて企業化せしめていくといふことになつてこなければならぬ、こう思います。この点を一つ厚生省の食品衛生の見地から、はつきりと御答弁を私は伺つておきたい。

のに主として力を入れて進みたいとい
うように考えておりますし、なおアメ
リカでも一部研究を始めているようで
ありますから、そちらの方の研究結果
についても十分注目いたしたいと、こ
う考えます。

○海野三朗君　ただいまの大臣のあれでは、「新技術」に該当するかどうかはわからぬというようなことをおつしゃつたのでは、はなはだ心細いと私は思うのであります。これはね、今まで、在来、昔はやつておつたのであります。それを今度は工業的にこれを取るところの技術が工夫されているのでありますから、やはりこれは「新技術」に間違いないと思うのですが、それを今大臣は「新技術」かどうかわからぬとおつしゃつたので、私ははなはだ心細いと思うのですが、いかがなんですか。

も、あるいは将来は建設とか、そういう面でも、全部をひつくるめてやはり「新技术」というときには、それは「新技术」に入るのではないか、こういう見地から、実は通産大臣のおられる前で今べニバナの話を申し上げたのであります。が、将来ともそういうふうにやつていていただきたいと私は考えておりままするが、通産大臣はどれくらいいの御熱意を持つていらっしゃるのか。やはりセクションナリズムを考えて、これは厚生省の扱いだからといふようなお考えでは私は困ると思うのですが、そこをはつきり一つ御所見を承わりたい。

○政府委員(松尾金融君) 「企業化」という概念は、前に御説明したかと思いますが、大体生産技術として必ずしも発展していないものを生産過程に応用していくというのが「企業化する」という概念であると思いますが、ただいま御指摘ございました、このよろな企業化のために設備等を設ける場合に、まあ従来の設備を入れかえる、あるいは新設をするという点は、いずれにいたしましても——企業化のために新たな機械を購入し、あるいは新たな機械を自分で製作して使用するという場合は、入れかえでありますと、新設でありますようと、新設の設備である限りは、同様に「企業化」の内容に入っています。

うのですがね。この解釈によっては、いぶん姿が違つてくると思うのだ。私は。

等は、当然この法律の趣旨から言っても除かれると思いますが、全体としてそのような設備資産の範囲を、ここにござります承認の基準といふようなものを作りまして、それに当てはめて具体的な承認をして参ると思いますが、現状で、今お話をございました、どの程度のものがこのよだな企業化資産の承認という形で出てくるかという点は、今必ずしもはつきりした想定を持つことはできないのであります。が、現状で、工業技術院等で、試験研究のための補助金を出したり、その他、試験研究の補助を、助成をやつておりますが、そのよだなところから推定をいたしますと、大体年間八十億くらいの投資の内容のものが出てくるのであらうということを、一応推定をしておるということでございます。

のであり、「、これを別の言葉で「国民生活上緊要」というふうにかりに書いてたとすると私は違つてくると思うのですが、「国民经济上緊要」というのは一体どういうことをさすのか、もう少し明確にしておいてもらいたい。

○政府委員(松尾金藏君) 「国民经济上緊要」という内容は、大体常識的な概念で限定するほかないと思いますが、現在私どもの方で考えておりますのは、これもやはりある程度抽象的な考え方になると思いますけれども、その「企業化」が、たとえば輸出の振興、輸入の防退に役立ち、あるいは資源の開発あるいは基本的な重要産業の発展といふようなところに非常に大きな寄与をして、結局は日本の経済自立の達成を促進するようなものというような概念でこの内容を考えていいくことに相なると思います。

○岡三郎君 聞いていいというと、だんだんわからなくなつていくんだけれどね。抽象的に言う以外にはちょっとやはりむずかしい点もあると思うがね。たとえば「国民生活上」と、こう言うとだね、割合にはつきりしてくるんだな。ところが、「経済上」という言葉で言うと、なかなか広範に私は問題が出でくると思う。一つ、私はちょっと聞きたい点は、日本においては軍備といふものはないということになつてているわけだ、再軍備はない。そうするといふと、「新技术」というのをかりにですよ、いわゆる広義の解釈における通念として、今いろいろ憲法上の解釈は、解釈が多くなり過ぎてゐるが、たとえば、いわゆる軍事上の「新技术」、科学兵器的なものの中の「新技术」、こらいうふうちのが「国民经济上緊要」

な中に入るかどうか。つまり航空機など機器に類するようなものの「新技術」が今後登場してくると思うんだ。それが「企業化」される場合において、いわゆる特例を受ける、法制上においてです。そういう場合における研究の成果といふものは「国民経済上緊要」というものの中に入れるのか、それをはつきりしておいてもらいたい。

○政府委員(松尾金蔵君) 「国民経済上緊要」という意味は、ただいま申しましたように、ある程度抽象的なことになると思いますが、国民経済の目的というようなことで言いますと、従来経済計画その他をやります際に、国民経済の自立達成ということを常に目標に掲げております。国民経済の自立達成といふような目的のために、先ほど申しましたように、資源開発でありますとか、輸出振興でありますとか、そういうことに緊要に役立つものという概念で考えていかなければならぬと思います。

○岡三郎君 そういう説明を聞くとどうですね。たとえば、いわゆる防衛府等がいろいろな諸機械を外国から輸入する、それに伴つて日本の外貨が外国へ流れていくわけだ、そうなると、これは「国民経済上緊要」なもので、そういうものの生産することによって、外貨の外国へ流れ出することを防止するということになつっていくと、どうですか。そなつてくるといふと、たとえば航空機がだんだんロケットのようなものに移り変わっていくて、新しい一つの軍事的な武器といふものが大量に生産されるという場合に、一つの

「新技術」というものがそこに登場してきただときに、そういうものが滅失措置を受けるということになるのかどうか。〔国民経済上〕といふとども私はわからぬが、「国民生活上」ということになつたらずいぶんはつきりすると思ふんだが「経済上」という点について、今の点はどうなんですか。つまり軍事的な面における「新技術」というものが「国民経済上」という考え方ならば、外國から防衛上必要であるといって買つてきているものを、それを発明、「企業化」によって外貨の流出を防止するといふことになれば、〔国民経済上緊要なもの〕にこれはなるんではないですか。

すよ、今考へてゐる新技術ではこんな
ようなものがあるといふことをちよつ
と見せてもらいたいのだが、これは
「国民経済上緊要」という言葉と、それ
から「新技術」というものを「企画化」す
るといふ内容ですね。こういつたもの
については、具体的な事実に基いてこ
のものは租税の特別措置をするのかし
ないのかといふことになつてくると思
うのだが、やはり想定されるものがあ
るので、そういう面についてはまあい
ろいろとこれから研究されると思うの
ですが、解説によれば非常にラフにな
るし、また非常ないろいろなものがあ
る「国民経済上」という言葉で登場してく
るということになると、本来のいわゆ
る輸入の防遏ですか、輸出の促進です
か、そいつた面における科学技術の
振興、こういう面にすなはち解説して
軍事科学部面のいわゆる機械化「企業
化」というふうな面については相当慎
重考慮してもらわなければならぬという
意見を付して私はやめます。

○委員長(近藤信一君) 他に御発言も
ないようですから、質疑は尽きたもの
と認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(近藤信一君) 御異議ないと
認めます。

それではこれより討論に入ります。
御意見のあります方は賛否を明らかに
してお述べを願います。なお、付帯決議
の御意見のおありの方は討論中にお述
べを願います。

○黒田雅蔵君 本法案は、形式的には
大企業にも中小企業にもひとしく適用
せられるようにできておりますけれど
も、実質的には大企業中心に活用せら
れまして、中小企業に対し不公平なる

昭和三十三年四月四日印刷

昭和三十三年四月五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局